

3/18

【第三

国税OB懲役6年

大阪地裁 税務調査で脱税指南

大阪国税局の税務調査を巡る汚職事件で、大阪地裁（遠藤邦彦裁判長）は18日、贈賄罪などに問われた国税局OBの元税理士、細名高司被告（63）に懲役6年、罰金7千万円（求刑懲役8年、罰金1億円）の判決を言い渡

した。被告側は、贈賄罪について「謝礼を渡したことはない」と無罪を主張。顧問先に脱税指南したなどとされる法人税法違反罪などの一部は関与を否定していた。検察側は、同被告が「現

役職員から内部情報が得られ、脱税に協力できる」とのうたい文句で顧客を獲得していたと指摘。「（OBとしての）経験や専門知識を悪用し、様々な手口で脱税指南した」と主張していた。事件では、同被告から

現金を受け取ったとして加重収賄罪などに問われた元同国税局上席国税調査官、平良辰夫被告（45）も有罪判決を受け、上告している。判決によると、細名被告は、同国税局の抜き打ち調査の情報を事前に教えてもらった謝礼として、2011年9月、平良被告に現金120万円を提供。顧客先などの脱税を指南した。